

○地方独立行政法人法施行条例

平成 16 年 10 月 14 日条例第 50 号
改正 平成 20 年 3 月 27 日条例第 22 号
平成 21 年 3 月 30 日条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の組織)

第 2 条 法第 11 条第 1 項の規定により設置する岩手県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、地方独立行政法人の運営に関し優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員及び臨時委員)

第 4 条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

3 専門委員及び臨時委員は、知事が任命する。

4 専門委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員並びに議事に関係のある専門委員及び臨時委員の総数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員並びに議事に関係のある専門委員及び臨時委員の総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委員長への委任)

第 7 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(重要な財産)

第 8 条 法第 44 条第 1 項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）が 7,000 万円以上の不動産（土地については、1 件 2 万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。